

南魚沼市民会館基本料金表

(単位：円)

利用区分 種別			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	大ホール	平日	22,000	33,000	44,000	82,500
		土曜・休日	28,600	42,900	57,200	106,700
	大ホール 舞台	平日	11,000	16,500	22,000	41,250
		土曜・休日	14,300	21,450	28,600	53,350
	多目的 ホール	平日	8,800	13,200	19,800	33,000
		土曜・休日	11,000	16,500	25,300	42,900
リハーサル室			2,200	2,750	3,300	6,600
楽屋	第1楽屋		1,100	1,320	1,650	3,300
	第2楽屋		550	660	880	1,650
	第3楽屋		550	660	880	1,650
駐車場及び広場 (1日 100㎡)			行商、その他これらに類するもの			5,500
			興業			2,200
			集会、展示会、その他これらに類するもの			1,100

【備考】

1. 準備・練習で利用する場合は、7割相当額です。
2. 営利などの目的で利用する場合は、6割増です。
3. 登録団体（市内・郡内の文化・芸能団体、社会教育団体、社会福祉団体等）が利用する場合は、7割相当額です。
4. 上記団体が準備・練習で利用する場合は、3割相当額です。
5. 市内・郡内の保育園・幼稚園、小・中・高校、総合支援学校、大学及び専門学校が利用する場合は、1割相当額です。
6. 冷暖房を利用する場合は、減免後の2割相当額です（営利目的等除く）。
7. 大ホール1階のみ（中ホール）利用の場合は、減免・割増後の7割相当額です（登録団体、学校利用除く）。
8. 大ホールホワイエのみの利用の場合は、多目的ホール利用料金と同額です（学校利用除く）。
9. 利用日が12月1日から3月31日の場合、総額の8割相当額です（営利目的等除く）。
10. 利用区分を超えて利用した場合は、超過1時間に付き、所定利用料金の時間割計算の2割増です。
11. 減免額に10円未満の端数があるときは、端数金額切捨てです。
12. 大ホール舞台利用の場合、照明はステージ作業灯、冷暖房及び附属設備は原則、利用できません（詳細は問い合わせください）。
13. 設備機器を利用すると、別途附属設備利用料金が必要となります。
14. 消費税及び地方消費税が含まれます（令和元年10月1日改正）。